

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

| | | | |
|------|---------------------------|-----------|----|
| 人事異動 | 三重県社会教育委員の異動 | 社会教育推進チーム | 1頁 |
| お知らせ | 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正 | 経 営 チーム | 1頁 |

人 事 異 動

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び三重県社会教育委員設置に関する条例（昭和24年三重県条例第37号）第3条及び第5条の規定により、次のとおり三重県社会教育委員の異動を行いました。

平成15年5月30日

三 重 県 教 育 委 員 会

任命（辞令年月日：平成15年5月31日）

田 端 千 鶴 子

辞任（辞令年月日：平成15年5月30日）

大 北 和 子

お 知 ら せ

平成15年5月30日付三重県公報第1475号により、教育関係事業補助金等交付要綱について次のように告示されました。

三重県告示第334号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成15年5月30日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の項を削り、同表第3号の項（E）の欄を次のように改め、同項を同表第2号の項とする。

三重県学校農
業クラブ連盟
三重県高等学
校家庭クラブ
連盟
三重県高等学
校工業教育研
究会
三重県高等学
校商業教育研
究会
三重県高等学
校水産教育研
究会
三重県高等学
校定時制通信

制教育振興会

別表中第4号の項を第3号の項とし、第5号の項を削り、同表第6号の項を次のように改め、同項を同表第4号の項とする。

| | | | | | |
|---|-----------|---|---------------------------------------|------------|--|
| 6 | 学校体育大会補助金 | 学校体育における体育・スポーツ大会を普及振興することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を図る。 | 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の体育大会及び研究大会の開催に要する経費 | 教育長が別に定める。 | 三重県中学校体育連盟 三重県高等学校体育連盟 東海中学校体育連盟 東海高等学校体育連盟 東海地区盲学校体育連盟 東海地区聾学校体育連盟 全国学校体育研究協議会・全国学校体育研究大会三重県実行委員会 |
|---|-----------|---|---------------------------------------|------------|--|

別表中第7号の項を第5号の項とし、第8号の項を第6号の項とし、第9号の項を削り、第10号の項を第7号の項とし、同表第11号の項を次のように改め、同項を同表第8号の項とする。

| | | | | | |
|----|---------------|--|----------------------------------|------------|---------------------------|
| 11 | スポーツ団体等活性化補助金 | 三重県体育協会及び三重県武道振興会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。 | 三重県体育協会及び三重県武道振興会の事業及び施設整備に要する経費 | 教育長が別に定める。 | (財)三重県体育協会 (財)三重県武道振興会 |
|----|---------------|--|----------------------------------|------------|---------------------------|

別表中第12号の項を第9号の項とし、第13号の項を第10号の項とし、第14号の項を第11号の項とし、第15号の項を削り、第16号の項を第12号の項とし、第17号の項を第13号の項とし、第18号の項を第14号の項とし、第19号の項及び第20号の項を削り、第21号の項を第15号の項とし、第22号の項を第16号の項とし、第23号の項を第17号の項とし、第24号の項を削り、同表第25号の項(C)の欄を次のように改め、同項を同表第18号の項とする。

斎宮跡体験学習施設の維持管理に要する経費

別表中第26号の項を第19号の項とし、第27号の項から第29号の項までを7項ずつ繰り上げ、同表第30号の項(E)の欄を次のように改め、同項を同表第23号の項とする。

三重県高等学校文化連盟
近畿高等学校総合文化祭(三重県大会)準備委員会

別表中第31号の項を第24号の項とし、第32号の項を削り、第33号の項を第25号の項とし、第34号の項から第36号の項までを8項ずつ繰り上げ、第37号の項を削り、第38号の項を第29号の項とし、第39号の項から第43号の項までを9項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

| | | | | | |
|----|---------------------|---|---------------------------------------|------------|---------------|
| 35 | 全国・ブロック教育研究大会等開催補助金 | 三重県内で開催される全国・ブロック等教育研究大会等を支援することにより、各種教育の振興を図る。 | 三重県内で開催される全国・ブロック等教育大会等の開催に要する経費 | 教育長が別に定める。 | 各種教育研究協議会 |
| 36 | 基礎学力向上研究モデル市町村事業補助金 | 基礎学力向上モデル市町村の指定を受けた地域及び研究協力校における基礎学力向上のための研究実践の促進を図る。 | 基礎学力向上モデル市町村及び研究協力校における実践研究に要する経費 | 教育長が別に定める。 | 市町村 |
| 37 | スポーツエキスパート活用事業補助金 | 運動部活動と地域社会との連携を促進し、学校における体育指導の充実を図る。 | 市町村が学校に派遣する運動部活動外部指導者の活用及び研修に要する経費 | 教育長が別に定める。 | 市町村 |
| 38 | 伝統文化活動支援補助金 | 地域の伝統文化の継承・発展を図る。 | 伝承者の養成・用具等の整備・映像記録の作成に要する経費 | 教育長が別に定める。 | 伝統文化を継承している団体 |
| 39 | 幼稚園等教員教職経験10年研修補助金 | 幼稚園の教員教職10年経験者に対し研修を行うことにより、幼稚園教員としての資質の向上を図る。 | 幼稚園の教員教職10年経験者が県の実施する研修講座を受講するのに要する経費 | 教育長が別に定める。 | 市町村 |

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金等から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社